長崎県耐震改修促進計画(令和4年改訂案)に対する パブリックコメントの募集結果について

長崎県耐震改修促進計画(令和4年改訂案)について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

いただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

- 1. 募集期間 令和4年7月21日(木曜日)から令和4年8月19日(金曜日)まで
- 2. 意見の件数 11件(3個人、1団体)
- 3. 意見への対応区分の内容

区分	対応内容	件数	
Α	案に修正を加え、反映させたもの	4	
В	案にすでに盛り込まれているもの	4	
	案の考え方に合致し、今後、実施の中で反映させていくもの		
С	今後、検討していくもの	1	
D	反映が困難なもの	0	
E	その他	2	
計			

4. 提出された意見の要旨及び県の考え方

番号	対応 区分	意見の要旨	県の考え方
1	В	ページ:全体 項目名:第2章 耐震化の現状と目標 耐震化普及率が思ったより進んでいたので安心しました。公的施設のさらなる耐震化を進めていただきたいです。 島原半島が地震の起こる可能性が高いということで、地元の方々も進んで対策を考えてらっしゃることと思います。半島ということで陸路が限られているので、尚更耐震化は重要だと思います。せっかく良いところなので、住民の安全は元より観光客の安全にも一層の留意が必要だと思います。	本計画に基づき、公的施設を含めた建築物の耐震化の促進に努めてまいります。

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
2	В	ページ: 4 項目名:第1章(4)県民の役割 住宅・建築物の地震に対する安全性向上のために、「県民は、自ら所有する建築物の地震に対する安全性や地域防災対策を、自らの問題のみならず地域の問題として認識し、住宅及び建築物の安全性を向上するよう努めることが重要です。」としており、本計画上、県民の役割の明確化を図っていることに賛同します。それとともに、地震の揺れや津波のリスク、あるいは耐震改修の必要性や工法については、専門家からの十分な情報の提供が無ければ、県民が的確な判断ができかねる部分も多いとも考えております。ついては、第4章(3)アにあるように「県は、県民に対し地震に対する安全対策の必要性について周知するため、市民や関係団体と連携し以下の活動を実施します。」にあるように、県主導により、市町や各種団体が協力し、的確な啓発を実施いただきたい。	本計画に基づき、必要に応じ市町や関係団体等と連携しながら、建築物の耐震化に対する取組みを推進してまいります。
3	В	ページ:7 項目名:第2章(2)住宅の耐震化の現状・目標 国が策定している「建築物の耐震診断及び耐震改 修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本 方針」という)」では、「令和12年までに耐震性 が不十分な住宅を、(中略) おおむね解消するこ とを目標とする。」とあり、令和2年時点の耐震 化率が86%であることを考慮すると、令和7年度 までに95%を目標とすることは、国施策の達成を 前提とした妥当な経過目標と考えます。 なお、「表2-4 耐震化率95%を目標とした場合の 耐震化推計」によると、「耐震性能有りの住宅数 (特に「改修済」)」の積み増しが必要とされてい るので、是非、本計画第3章以降の具体的な施策 を駆使し、実現いただきたい。	本計画に基づき、必要に応じ市町や関係団体等と連携しながら、住宅の耐震化に対する取組みを推進してまいります。

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
4	E	ページ:12 項目名:第3章(1)ウ.要緊急安全確認大規模 建築物の耐震化に関する施策 要緊急安全確認大規模建築物については支援に ついても記載がありますが、自治会の役員をさせ ていただいている関係で、小規模自治会が管理し ている公民館が支援の対象となるのかどうか知 りたいと思っています。	要緊急安全確認大規模建築物については、3階かつ5,000 ㎡以上等の大規模な建築物が該当しますので、自治会が管理されている公民館については本事業の支援の対象とはなりません。なお、市町によっては、独自に自治会が管理する公民館の改修等に対する支援制度を設けている場合がありますので、所在地の市町へお問い合わせください。
5	A	ページ:12 項目名:第3章(1)ウ.要緊急安全確認大規模 建築物の耐震化に関する施策 基本的には、県が計画を作成し、市町が順次整備 を行っていくのでしょうが、住宅の耐震改修と同様に重要なもののひとつと思いますが、せめてそ ういった施設の指定状況とその耐震化の状況等 について、この計画ではなくても、何らかの方法 で公表することで、市町の取組の背中を押すこと につながるのではないかと思います。 財政支援だけではなく、調査して公表すること で、地域住民に判断材料を提供し、最終的には、 それらを含めた施策の優先順位を自治体が主体 的に決めていくということもまた地方自治を育 てる観点からも大事な県の役割かと思います。	耐震改修促進法の規定に基づき、耐震診断結果の公表対象である建築物(要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物)の耐震化の状況等については、所管行政庁で公開しております。引き続き、大地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物について、市町診断結果の公表対象への追加指定を行う旨を案に修正を加え反映させていただきました。

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
6	В	ページ:13 項目名:第3章(3)ア.ブロック塀等の安全対策 策 ブロック塀については、1978 年宮城県沖地震において仙台市内の死者 16 名中 11 名がブロック塀の下敷きで犠牲になったことなどから、従来から早急な安全対策が求められていたが、2018 年に発生した大阪北部地震でも、小学校の塀が倒壊するなどし、通学途中の小学生等2名の方が犠牲となっております。今回、本計画におけるブロック塀に対する安全対策については、住民に対する啓発および、施工業者等への施工技術の周知に合わせて、除却に関する助成支援をしており、より積極的に県民の命を守る県の姿勢に対し、賛同いたします。	本計画に基づき、ブロック塀等の安全対策の促進に努めてまいります。
7	A	ページ:14 項目名:第3章(3)ア.3)危険ブロック塀の除却に関する支援 通学路に面したブロック塀だけでなく、道路に面した全てのブロック塀を対象としてほしい。人が通るところに面した所にあるものに関して、補助をつけていただきたい。直したくても、費用のことを考えると、補強を諦めているケースが多いと思われる。	行政におけるブロック塀等の除 却補助にあたっては、除却補助 が単なる個人財産への支援と受 け取られないよう、厳正な運用 をすべきと考えています。 そのため、道路に面した全ての ブロック塀を補助対象とするこ とは考えておりませんが、所有者 に安全対策の実施についての働 きかけを行う旨を案に修正を加 え反映させていただきました。

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
8	А	ページ:14 項目名:第3章(3)イ.落下に対する安全対策 以前ニュースで、施設の看板が落下し、歩行者が 負傷したとの報道がなされていました。それは地 震によるものではなかったようですが、耐震化も 含め、施設の安全点検は重要だと思った次第で す。	引き続き、建築基準法に基づく 定期調査・検査報告の徹底等、施 設の安全点検の重要性に関する 周知等を行う旨を案に修正を加 え反映させていただきました。
9	С	ページ:15 項目名:第3章(3)ク.大規模盛土造成地の耐震対策 ご高承のとおり、「大規模盛土造成地」は、大規模地震による盛土造成地の被害を受け、制定された「宅地造成等規制法」に基づき定められております。しかし、昨年7月に発生した静岡県熱海市における盛土崩壊による災害により、宅地造成等規制と、本年5月「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という)が改正公布されており、公布後1年以内に施行されることとなっております。 盛土規正法は、県に対して5年毎の基礎調査、それを踏まえての各種規制区域の指定を求めております。 当県のように、比較的急峻な地理的特徴を鑑みると、現「宅地造成等規制法」に基づく大規模盛土造成地の情報提供・安全性の確認等はもちろんのこと、県民の生命および財産を守るために、国が設定している KPI 目標(施行後5年以内に全都道府県等が規制区域を指定)よりも、迅速に「盛土規制法」に基づく各種規制区域の指定をお願いしたい。	盛土規制法の施行に向け、必要な検討、準備を進めているところです。 ご意見にありましたとおり、可能な限り迅速に指定できるよう努めてまいります。

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
10	A	ページ:18 項目名:第4章(5)自主的な地震対策の推進 国の「基本方針」の求める建築物(を含む建物、建物付属設備、構築物)の耐震化を超え、県として、県民の命を守るため、家具や家電の転倒防止に関する啓発を行い、自主的な対策促進の取組みに賛同いたします。なお、耐震診断が想定するような大地震が発生した場合には、「耐震性能有り」とされ、住宅の倒壊を免れたとしても、復旧・復興が必要な住宅が多数発生します。県は県民の財産を守り、迅速な復旧・復興を図る観点から、公的な被災者生活再建支援制度を周知するとともに、国と民間保険会社で共同運営している地震保険制度について、積極的に啓発していただきたい。	本計画に基づき、自主的な地震 対策の推進に努めてまいりま す。 なお、被災後の生活再建等の項 目については、計画には記載し ていませんが、地震保険制度の 普及啓発に取り組む旨を案に修 正を加え反映させていただきま した。
11	E	ページ:その他 項目名:空き家問題 空き家が目立つのが気になります。空き家が地震 で崩れて他の家や他の人に被害を与えたら損害 賠償問題に発展すると思うのですが、所有者に危 機感がないのか、固定資産税の問題なのか、気に なります。ちゃんと解体して片付け、一定期間を 経ても売却ができなければ、固定資産税はかから ないようにするとか、できないものでしょうか。 結局、自治体で解体して税金がかかったりすると 思うのですが。このような空き家問題は今後避け て通れない問題なので、どうすれば良いのだろう と思っています。	災害時の被害拡大防止の観点から、空き家が所有者により適正 に管理されることは重要です。 全国には、空き家が解体された 跡地について、一定期間、固定資 産税を減免する取組みを行う留ま 治体もありますが、少数に留ま っては、老朽化して危険な空 き家を所有者が解体する際に結 助をしている市町もあり、空き家が策を進めてまいります。